気候危機と国際私法(1)

---レーマン/アイヒェル 「地球規模の気候変動と国際私法 | を読む----

山内惟介

"誰も新しいぶどう酒を古い皮袋に入れはしない (No one puts new wine into old wineskins.)。"*

- Iはじめに
- Ⅱ 紹介と検討
 - 1 導入と基礎
 - 2 国際法的枠組み
 - 3 国際私法・国際手続法(以上本号)
 - 4 主張の要約(以下次号)
- Ⅲ 結びに代えて

I はじめに

1 現代国際私法体系の中核を成す牴触法的規律方法は、国民国家の併存という社会状況のもと、いわゆる「フォン・サヴィニィの法律関係本拠

^{* 「}だれも、織りたての布から布きれを取って、古い服に継ぎを当てたりはしない。 新しい布切れが服を引き裂き、破れはいっそうひどくなるからだ(Niemand flickt ein altes Kleid mit einem neuen Stück Stoff, sonst reißt das neue Stück wieder aus und macht das Loch nur noch größer)。」(マタイによる福音書第

説(Savigny'sche Lehre zum Sitz der Rechtsverhältnisse)」 11 を基盤として,実質的連結理論の実現を追求するものと考えられてきた。ギリシア/ローマ以来の歴史 21 を有する国際私法分野で,一時期,国際私法国際法説 31 が主張されていたとはいえ,その後今日に至るまで,広く認められているのが,国際私法国家法説 41 である。それは,憲法を最高規範とする国家法体系中

- 1) Friedrich Carl von Savigny, System des heutigen römischen Rechts, Band 8, 1949 (その邦訳として、サヴィニー著/小橋一郎訳『現代ローマ法体系〈第 8 巻〉』(成文堂、2009年)
- 2) ドイツの概説書 (Gerhard Kegel/Klaus Schrig, Internationales Privatrecht, 9. Aufl., München 2004, S162; Jan Kropholler, Internationales Privatrecht, 3. Aufl. Tübingen 1997, S.11.) では、概して、古代ギリシアから国際私法史が始められている(山内惟介・佐藤文彦『標準 国際私法』(信山社、2020年)271 頁以下は、これを踏襲する。)。これに対し、わが国では、国際私法の起源がローマ法に求められている(江川英文『国際私法(改訂・増補)』(有斐閣、1970年)25頁、澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門〔第8版〕』(有斐閣、2018年)63 頁、櫻田嘉章『国際私法〔第7版〕』(有斐閣、2020年)37頁他)。
- 3) 江川・前掲書(前注 2)) 8 頁, 澤木・道垣内・前掲書(前注 2)) 7 頁, 櫻田・ 前掲書(前注 2)) 26頁他。
- 4) そのことの何よりの証左とされるのが、諸国の国際私法関係立法の動向(「戸籍時報」誌における笠原俊宏氏の継続的紹介他参照)であり、各国の国際私法分野の体系書や注釈書である。体系書等における叙述の重点は概して自国法の内容説明に置かれ、比較法や外国法に触れられるときでさえ、世界統一法への目配りはほぼないに等しい。このことはEU法についても、他法系(英米法、

⁹章第16節)および「新しいぶどう酒を古い革袋に入れる者はいない。そんなことをすれば、革袋は破れ、ぶどう酒は流れ出て、革袋もだめになる。新しいぶどう酒は新しい革袋に入れるものだ。そうすれば、両方とも長もちする(Auch füllt niemand neuen Wein, der noch gärt, in alte Schläuche; sonst platzen die Schläuche, der Wein fließt aus und auch die Schläuche sind hin. Nein, neuen Wein füllt man in neue Schläuche, dann bleibt beides erhalten)。」(同第17節)(いずれも、『聖書 スタディ版 改訂版 新共同訳』(日本聖書協会、2014年))ルカによる福音書第5章第36節ないし第39節、マルコによる福音書第2章第21節および第22節も同旨。

に国際私法を下位法として位置付ける理解⁵⁾にほかならない。このような意味で,一国の法体系に組み込まれた国内国際私法にあっては,現代社会に現れる,国境を超えた種々の利益対立を,——外国での法的解決を一定の条件を付して受け入れる外国裁判承認制度のような例外が認められるとはいえ——,もっぱら自国内で一方的に解決することで事足りるとする国家法的思考が優先されてきた。たとえば,反致論の基礎付けにあたって裁判の国際的調和という表現が用いられるとき,そこで考慮されるのは,あくまでも法廷地国からみた国際的調和であって,関係諸国間で共有可能な多辺的国際的調和の達成ではない。国際私法領域において正義や法的安定性に言及される場合でも,このような国益優先(国内的正義,国内での法的安定性、という視点は今なお強く維持されているようにみえる。

しかしながら、国際私法国家法説に固執し続ける限り、どの国の解決策

アジア諸国法等)への言及が極端に限られているという意味で、そのまま当て はまる。

⁵⁾ 国際私法国家法説の場合、準拠法に指定される外国法の法源性の根拠を最高 法規の憲法に求める説明はこれまで見られなかった。この点については、山内 惟介「国際私法と憲法との関係に関する一考察――公序条項の法律要件解釈を めぐる素描的検討――」法学新報120巻1・2号(長尾一紘教授退職記念号) 715-785頁。同「国家法体系における外国法の位置付け――憲法と国際私法と の接点を求めて――」比較法雑誌52巻 4 号 1-49頁。同「国家法体系における 外国法の概念について――憲法と国際私法との役割分担をめぐって―― | 比較 法雑誌53巻3号1-44頁。同「国家法体系における外国法の解釈について―― 憲法と国際私法との対話のために――」法学新報127巻5・6合併号(新井誠教 授古稀記念論文集)713-772頁.同「憲法と国際私法との関係に関する一考察 併号(畑尻剛教授古稀記念論文集)489-542頁およびKoresuke Yamauchi, Svstematische Verortung der Anwendung ausländischen Rechts im nationalen Rechtsgefüge — zugleich ein Beitrag zum Verhältnis von Verfassungsrecht zum InternationalemPrivatrecht — , Comparative Law Review, Vol.54 Issue 4, SS.1-68他参照。

であれ、法的調和が一国内で意図的に擬制されることはあり得ても、関係諸国の解決策相互に通底する真の意味での法的調和を実現することはできない。周知のように、今日、地球規模の社会において人材、資金、物資、技術、情報等、あらゆる分野で相互依存関係が深まり、一国の解決策が他国に影響を及ぼす場面が格段に増えている。しかも、そうした影響関係の複雑な絡み合いが、速度を早めつつ、さらに広がり続けていることも、現代社会の常識として、すでに定着している。このようにみると、どの国の渉外事件でも、学理はもとより、裁判実務においてさえ、「自国ファースト」という旧来の思考に埋没することに代えて、地球社会全体を視野に入れ、関係諸国に等しく受け入れられるような多辺的解決を目指す協調的姿勢が一段と求められなければならないことが分かる。

2 ここに現れるのが、法は21世紀の地球環境の中でどのような社会的役割を担い、どのような機能を果たすべきかという原理的課題との取組みである。法の支配に基づく世界平和を希求する立場⁶⁾から、この根源的課題について考え続けようとする者は、いつの時代にあっても、地球社会が抱える病理現象(人口急増、食糧危機、貧困層増加、人権抑圧、難民救済、環境破壊、民族問題、テロ対策、平和構築、感染症対策等)を克服し、より良い環境を次の世代へどのようにして伝えるべきかという世界共通の課題とつねに対峙せざるを得ないであろう⁷⁾。というのは、これらグローバルな規模で現れる社会的病理現象をそのまま積み残したり、より一層悪化させたりすることによって、未来の地球社会を担う人々に過酷な課題を負わせることになりかねないからである。このような認識は、牴触法的規律を中核とする伝統的国際私法学に対して、それが現時の地球的諸課題の解決に資する適切なシステムとなり得ているか否かという方法論的課題を突き付けることであろう。諸国の国際私法体系が地球規模での諸課題を解決する手法

⁶⁾ 折茂豊「世界法」(鈴木竹雄編『田中耕太郎 人と業績』(有斐閣, 1977年) 76頁以下)。

⁷⁾ 山内惟介『地球社会法学への誘い』(信山社, 2018年) 他参照。

として不十分であるとみる者は、伝統的国際私法体系の墨守に代えて、国家法たる国際私法体系をどのように改編すべきかという新たな問いに直面せざるを得ない。われわれは、こうした動きを、新たな国際私法体系の確立に向けた野心的挑戦の機会として前向きに受け止めることができよう。

3 むろん、これまでの学説史を振り返る限り、管見ではあるが、この主題を直接に取り上げた研究は少なく⁸⁾、既存の研究成果を手掛かりとして、少しずつ地道な歩みを続けるほかはない⁹⁾。ここでは、近年公表された、マティアス・レーマン(ヴィーン大学)、フロリアン・アイヒェル(ベルン大学)、両教授の共作論文「地球規模の気候変動と国際私法――気候変動に起因する個別損害を理由とする国際訴訟の管轄権と準拠法――」¹⁰⁾(以下、「同論文」と略記する。)の紹介と検討を通して、この課題について改めて考えることとしたい。

同論文は、「I 導入と基礎」、「Ⅱ 国際法的枠組み」、「Ⅲ 国際私法・国際手続法」、「Ⅳ 主張の要約」、これら4章から成り、末尾に英文の要旨が添えられている。以下では、同論文の内容を章ごとに紹介する(以下、複数の段落から成る部分については、便宜上、各段落に番号(①、②……)を付す。)とともに、主張の当否を検証し(Ⅱ)、さらに、地球社会法学の立場から、若干の検討を加える(Ⅲ)こととする。ここでの検討を通じて、標記の主

⁸⁾ 先駆的研究として,横溝大「グローバル化時代の抵触法」浅野有紀他編著『グローバル化と公法・私法関係の再編』(弘文堂,2015年)109頁があるほか、「グローバル・ガバナンスのための抵触法」に関する最近の整理として、加藤紫帆「国境を超えた文化財の不正取引に対する抵触法的対応(7)――グローバル・ガバナンスのための抵触法を目指して――」法政論集284号161頁以下が挙げられなければならないが、これらの問題関心は小稿のそれと異なっている。

⁹⁾ 山内・前掲書(前注7)) はそのための端緒的試みである。

¹⁰⁾ Matthias Lehmann/Florian Eichel, Globaler Klimawandel und Internationales Privatrecht—— Zuständigkeit und anzuwendendes Recht für transnationale Klagen wegen klimawandelbedingter Individualschäden ——, RabelsZ 83 (2019), SS.77-110.

題に関して研究を進める上で参考となる新たな視点が得られるならば、何 よりのこととされよう。

Ⅱ 紹介と検討

1 導入と基礎

1 第一章「導入と基礎」は、「1 紛争の具体例」、「2 気候変動訴訟の特徴」および「3 経済的利益・生態学的利益・政治的利益」、これら3つの項から成る。まず「1 紛争の具体例」と題された項には、次のような説明がある。

"●「汚染に国境はない (Polution knows no borders)」という言回し が当てはまる法的事象がいよいよ増える傾向にある。今や、「汚染訴 訟に国境はない (Pollution claims know no borders) | と言わなければな らない。気候変動という地球規模の問題現象は、国境を超えた法的紛 争を. つまり. 現に被害を被っている者ややがて環境損害が発生する のではないかと心配する者が自己の権利を本国以外の国で主張する事 案を、これまで以上に多く生み出している。彼らは、――名目上また は事実上の――汚染者に責任を問うべく. 時として. 被災地から 1.000 キロメートルも離れた地球の反対側の国へ足を踏み入れている。その 典型例として、ペルー人のサウル・ルシアノ・リュジャ(Saúl Luciano Lliuva) が提起した訴訟 (Saúl Luciano Lliuva v. RWE AG) が挙げられよ う。この事案では、2015年11月24日に、ドイツのエッセンに法人 住所を有する同国のエネルギー企業. ライン・ヴェストファーレン電 力株式会社 (RWE (Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk) AG)を被 告とする訴えがエッセン地方裁判所に提起されていた。ペルー人原告 の主張では、アンデス氷河が融解したことでペルー中西部に位置する 彼の郷里ワラス(Huaraz)の上方に位置する氷河湖・パルカコチャ (Palcacocha) の水位が上昇し、その結果として生じた損害について、 同社に連帯責任(共同責任)があると考えられていた。原告は、この 氷河湖氾濫の危険性を除去するために必要となる莫大な資金の一部を 支払うよう求めた。請求額の算定にあたっては、地球上の温室効果ガ ス排出量の約0.5パーセントが被告の排出分に当たるという計算式が 用いられた。原告は、訴訟を追行するにあたり、環境問題を扱うドイ ツの非政府組織、ジャーマン・ウオッチの支援を受けていた。第一審 のエッセン地方裁判所では、証拠調べを実施したハム上級地方裁判所 の判断と異なり、被告の排出行為とペルーでの損害発生との間に因果 関係はないとして、訴えは退けられた。しかし、エッセン地方裁判所 のこのような理由付けには疑問がある。というのは、排出行為が環境 に対して不都合な影響を及ぼしていることは、学問的認識としてすで に確証されている事柄だからである。この点については、同地方裁判 所自身もすぐに確認していたはずである。この事案で提起されている のは、ドイツでは許容されている排出行為を槍玉に挙げて、 当該排出 行為により気候変動が助長されたことを請求原因とし、また、当該排 出行為から地球規模で損害が生じていることを請求原因として. 民事 法上の請求権を主張することができるか否かという問題である。小稿 の中心的検討課題はこの点にある。

②気候変動に起因する法的紛争は決して新しい事象ではない。アメリカ合衆国でも、この種の事案は古くから知られている。すでに2008年の時点で、アラスカにあるエスキモーの村の住民たちが、カリフォルニア州のエネルギー供給者を被告として、極北地域の氷が融解したことで被害を受けた旨を主張して訴えを提起していたが、この訴えは却下されている。これと請求原因事実を等しくする保険金支払請求の訴えも棄却された。ハリケーン「カトリーナ」により多大な被害を受けた多数の者が複数の産業分野の事業体を被告として訴えたク

ラス・アクションもよく知られているが、このクラス・アクションも、同様に、控訴審レヴェルでは棄却されている。原告と被告との間の空間的距離が極めて大きいとはいえ、これらアメリカ合衆国の事案がどれも純然たる国内訴訟であるのに対し、ペルー人による本件訴えは国際的性質を有する渉外事件である。"¹¹⁾

2 この項では、同論文の主題と論文構成が説明される。主題に関しては、まず気候変動訴訟の具体例が紹介され、次いで、気候変動訴訟の特徴が列挙され、さらに、気候変動訴訟の実情が指摘される。この項は、2つの段落から成る。第❶段落では、「汚染に国境はない」という科学的表現を「汚染訴訟に国境はない」という法的表現に置き換えて、渉外的損害賠償請求事件が増えつつある現状™が指摘される。この種の事案では、直接か間接かを問わず、気候変動という地球規模の現象に影響を及ぼし得る原因行為に関与した──名目上または事実上の──「汚染者(二酸化炭素等排出企業)」の法的責任を問うべく、「時として、被災地から1,000キロメートルも離れた地球の反対側の国」の裁判所において、一方では、気候変動によって実際に損害を被った者が賠償金の支払を訴求し、他方では、環境損害がやがて発生するのではないかと危惧する者が原因行為の差止を求めていた。

この種の事案における最初の渉外事件として紹介されるのが、ドイツ裁判所のサウル・ルシアノ・リュジャ対ライン・ヴェストファーレン電力株式会社事件¹³⁾ (別名、ワラス事件——以下、「ワラス事件」と略記する。) である。

¹¹⁾ Lehmann/ Eichel. a.a. (前注 10)). S.78f.

^{12) 2020}年1月現在、33か国に1,444件の訴訟が係属していることを指摘するものとして、https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/7d58ae66/climate-change-litigation-update(2021年5月17日確認)他参照。

¹³⁾ http://climatecasechart.com/non-us-case/lliuya-v-rwe-ag/(2021年5月17日確認); https://germanwatch.org/en/huaraz; https://www.dw.com/en/peruvian-

この事件では、アンデス氷河の融解に起因する氷河湖の水位上昇により損害を受けた旨を主張するペルー人原告(サウル・ルシアノ・リュジャ)が、ジャーマン・ウオッチ¹⁴⁾の支援を受けて、2015年11月24日、ドイツのエッセンに法人住所を有するライン・ヴェストファーレン電力株式会社を相手取り、氷河の融解による損害発生の防止に向けて適切な措置を講ずるための費用を負担する義務が被告にあることの確認(主たる請求)を求めるとともに、水量の削減に向けた保護措置の実施(補助的請求①)、地元自治体連合への金銭支払(補助的請求②)、そして原告への金銭支払(補助的請求③)を訴求していた。原告は、請求額の算定に際し、被告の排出分が地球上の温室効果ガス排出量の0.47パーセントに相当する旨の計算式を用いていた。エッセン地方裁判所は、2016年12月15日判決¹⁵⁾において、主たる請求ならびに補助的請求①および②につき、明確性の要件を欠くため、請求自

farmer-takes-on-german-energy-giant-rwe/a-51546216(2021年5月17日確認). この事件については、2020年2月14日に行われた日本弁護士連合会のシンポジウム「シンポジウム 司法は気候変動の被害を救えるか~科学からの警告と司法の責任~一報告書─」17-21頁(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/enviroment/kikouhendou.pdf(2021年5月17日確認))で紹介されている。ワラス事件については、別稿(山内「国際私法における"気候変動"──ドイツ裁判所によるワラス事件判決の検討──」法学新報128巻9号(星野智教授退職記念論文集)(近刊))参照。

- 14) Germanwatch e.V. (環境問題を扱うドイツの非政府組織)。これについては、 事例報告 (1) 「ドイツの電力企業はペルーの温暖化被害に責任を負うのか? ~ 気候変動問題における法的因果関係」 (https://germanwatch.org/de/der-fallhuaraz (2021年5月17日確認))
- 15) LG Essen, 15.12.2016 2 O 285/15; https://rsw.beck.de/rsw/upload/IR/05_2017_LG_Essen_15122016_2_O_285_15.pdf (2021年 5 月17日確認); https://betriebs-berater.ruw.de/wirtschaftsrecht/urteile/Energiekonzern-ist-nicht-haftbar-fuer-durch-den-Klimawandel-verursachte-Schaeden-37887 (2021年 5 月 17日確認); https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung?Gericht = LG%20Essen&Datum = 15.12.2016&Aktenzeichen = 2%20O%20285/15. (2021年 5 月17日確認)

体を不適法と判定するとともに、補助的請求③は理由がないと述べて、請 求を退けた。これに対して、ハム上級地方裁判所は、2017年11月13日決 定¹⁶⁾において、原審の判断を破棄し、証拠調べを実施するよう命じている。 レーマンらは、二酸化炭素の排出行為が環境に悪影響を及ぼしているこ とは学問的認識としてすでに確証されていると述べて、エッセン地方裁判 所の判断に疑義を呈するとともに、同事件に示唆を得て、ドイツでは許容 ·・・・・・。 されている排出行為により気候変動が助長されたこと、そして、当該排出 行為から地球規模で損害が生じていること、これらを請求原因として、民 事法上の請求権を主張することができるか否かを検討しようとする。むろ ん、二酸化炭素の排出について適法な認可を受けた企業が適法に排出行為 を行ったことで損害が地球規模で生じていることを理由に当該企業に対し て渉外的な損害賠償請求訴訟や差止請求訴訟が提起される場合、そうした 請求が認められるべきか否かという問いに対する回答は、渉外私法事件処 理の準則が国ごとに異なり得るところから、事案ごとに法廷地国の法規に 従って探求されなければならない(同論文では、後述のように、ドイツ法にお ける解答が模索されている。)。

第❷段落では、気候変動に起因する国内事件として、アメリカ合衆国の 先例が紹介される。極北地域の氷が融解したことで被害を受けた旨を主張 して、アラスカのエスキモーが2008年にカリフォルニア州のエネルギー供 給者に賠償を求めた訴えが却下された事案⁽⁷⁾、これと請求原因事実を等し くする保険金支払請求が棄却された事案⁽⁸⁾、ハリケーン「カトリーナ」に

¹⁶⁾ http://rae-guenther.de/wp-content/uploads/Praezedenzfall-im-Klimarecht-Hinweis-und-Beweisbeschluss.pdf(2021年5月17日確認); https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung?Gericht = OLG Hamm&Datum = 30.11.2017&Aktenzeichen = 5U 15/17(2021年5月17日確認)

¹⁷⁾ Kivalina v. ExxonMobil Corporation et al., 696 F. 3d 849 (9th Cir. 2012), certiorari denied. 20.5.2013, 133 S.Ct. 2390.

¹⁸⁾ AES Corporation v. Steadfast Insurance Co., 725 S.E. 2d. 532 (Va. 2012)

より多大な被害を受けた多数の者が起こしたクラス・アクションが控訴審レヴェルで棄却された事案¹⁹⁾,これらがそうである。同種の国内事件としては、オランダ市民866名と同国の環境NGO「アージェンダ(Urgenda)」が、2020年の温室効果ガス排出削減目標を、既存の政府目標(1990年比20%削減)に代えて、同比25%削減に引き上げるようオランダ政府に求めた事案²⁰⁾において、この請求を認めたハーグ地方裁判所判決²¹⁾(2015年6月24日)およびハーグ高等裁判所判決²²⁾(2018年10月9日)を支持し、「政府には気候変動の危機から国民を守る義務がある」²³⁾とする立場から、「危険な気候変動被害は人権侵害に当たる」として、科学が要請する比率での温室効果ガスの排出削減率を引き上げるようオランダ政府に命じた²⁴⁾2019年12月20日のオランダ最高裁判所判決²⁵⁾を追加することができよう²⁶⁾。

¹⁹⁾ Ned Comer v. Murphy Oil USA et al., 585 F.3d 855 (5th Cir. 2009) この訴えは、手続法上の理由で停止された(607 F.3d 1049 (5th Cir. 2010)。

²⁰⁾ http://www.hankaku-j.org/data/07/191007.html#b6(2021年5月17日確認)

²¹⁾ https://elaw.org/system/files/urgenda_0.pdf; https://elaw.org/nl.urgenda. 15(2021年5月17日確認)

²²⁾ https://elaw.org/system/files/attachments/publicresource/Urgenda_2018_ Appeal_Decision_Eng.pdf(2021年5月17日確認)

²³⁾ https://mainichi.jp/premier/politics/articles/20191227/pol/00m/010/013000c (2021年5月17日確認)

²⁴⁾ https://www.kikonet.org/info/publication/Urgenda-climate-case(2021年 5 月17日確認)

²⁵⁾ Urgenda Foundation v. State of the Netherlands (https://elaw.org/nl. urgenda.15; http://climatecasechart.com/non-us-case/urgenda-foundation-v-kingdom-of-the-netherlands/ (2021年 5 月17日確認); https://www.lse.ac.uk/gr anthaminstitute/publication/global-trends-in-climate-change-litigation-2020-snapshot/ (2021年 5 月17日確認)) が挙げられよう。

²⁶⁾ このほか、日弁連報告書として、「シンポジウム 司法は気候変動の被害を救えるか~科学からの警告と司法の責任~一報告書一」前注13) 他がある。

- 3 次の「2 気候変動訴訟の特徴」には、以下のような説明がある。
 - " ●古典的意味での国際環境責任法では、法的財産を直接に侵害す る排出行為が想定されていた。たとえば、施設から流れ出し、近隣国 の水域を汚染する有害物質の存在が念頭に置かれていたのである。し かしながら、今問題となっている、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、 亜酸化窒素 (N₂O) といった温室効果ガスの排出に関する責任は、基 本的にこれらの事案とはまったく内容を異にする。これら自然に排出 される物質は、大気の有益な構成部分であるが、それと同時に、これ らを排出する主体の数が急激に増えた結果、それらの集積によって有 害な結果が生じている。温室効果ガスについていえば、人工的に過剰 に生み出され、しかも除去され得ない物質はやはり有害物質とみなす ことができよう。けれども、人間が関与しなくても温室効果ガスが発 生すること、自然環境が空間の点でも時間の点でもつねに変化してい るために温室効果ガスの発生自体が自然環境に左右されること、これ らを考慮すると、汚染物質がすでに排出されている現状を元に戻すこ とは極めて難しいと言わなければならない。また、人間が排出した温 室効果ガスが、(地表や水のような) 自然の「二酸化炭素を低下させる 物質」によって吸収されている点も考慮されなければならない。確か に、海洋の状況をみると、このような吸収作用によって海水が酸性化 し、それによって天然資源の毀損が生じている。もちろん、地球温暖 化がどのようなかたちで物的損害・財産損害をもたらしているのかと いう因果のプロセスに着目すると、原因の連鎖の過程はさらに複雑な ものとなろう。というのは、余剰分の温室効果ガスのほとんどは水中 や地中にではなく、大気中に存在しているからである。余剰分のほと んどは、大気を介して、温室効果ガスがもたらす自然の温室効果をいっ そう強めるだけでなく、温室効果により、地表の空間に位置する大気 の温度を絶えず上昇させ、温度上昇の結果、何よりも環境の変化が生

じている。このようにみると、人間が物的損害・財産損害を実感するよりもずっと前から、大気と大地という2つの「環境財産」が驚くほど変貌していることが、たとえば、氷河の融解、破壊的な旱魃や海面の上昇といった状況が生まれていたことが分かる。

②気候変動に起因する訴え(以下「気候変動訴訟」と略記する。)の特 色は、多くの場合、当事者間の空間的距離が極めて大きいという点だ けでなく、原告が被った損害の責任を直接かつ唯一の原因行為者たる 被告の行為に帰せしめることができず、原因行為と損害結果の発生と の間に地球温暖化という一般的事象が介在しているという点にある。 この点は、たとえば、ボパール (Bhopal) 事件、サンド (Sandoz) 事件、 あるいはセヴェソ (Seveso) 事件といった裁判例のような、環境が直 接に破壊されたことを請求原因とする訴えとの大きな違いを示してい る。こうした特色を考慮することは、国内法からみれば、因果関係の 存在を証明したり有責債務者を特定したりする際に、これまでの考え 方を改めなければならないという意味で、新たな挑戦の機会を提供し ている。他方、国際法からみると、とりわけ、排出行為の民事法的責 任と排出者の本拠地国が負うべき国際法上の責任をどのように区別す るか、そして、管轄裁判所および準拠法をどのように調査すべきかと いった難問が生じている。特に重要なのは、損害をもたらす大気や地 球規模で現れる気候がどこかひとつの特定の国にだけ属しているわけ ではないという点である。この点を考慮すると、潜在的には、世界の どの国の法も適用される可能性がある。" 27)

4 この項では、既存の環境訴訟との対比において、気候変動に起因する訴え(「気候変動訴訟」)の特徴が明らかにされる。第❶段落の内容から確認しよう。まず、古典的意味での国際環境責任法では、有害物質が施設か

²⁷⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), S.79f.

ら流れ出し、近隣国の水域を汚染した結果、財産損害が生じるといった事案が想定されていた。そこでは、原因行為(汚染物質の排出)に起因する損害の帰責主体の確定方法だけでなく、原因行為と結果発生との因果関係の科学的証明も、それぞれの時代の学問水準に照らして、さほど困難ではないと考えられていた。これに対して、気候変動訴訟には、古典的意味での国際環境責任と同列には論じ難い点がある。というのは、温室効果ガスの排出に関して頻繁に言及される、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素のような自然に排出される物質が大気の有益な構成部分とされる反面、これらを排出する主体の数が急激に増え、しかも、それらが集積したことで有害な結果が生じている点が既存の環境訴訟にみられなかった特色とされているからである。レーマンらは、気候変動訴訟の特徴を次の6点に整理する。

第一に、上の汚染物質類の人為的排出量が過剰となったにも拘らず、余剰分が除去されなかったことで、そうした物質から構成された温室効果ガスの有害性、つまり、解決すべき病理現象の存在が明らかになっている。第二に、人為的に排出された温室効果ガスが(地表や水のような)自然の二酸化炭素を低下させる物質によって吸収されているという事実はあるが、この吸収作用で海水が酸性化したために天然資源(海水)が毀損されている。第三に、過剰な温室効果ガスのほとんどが(水中や地中にではなく)大気中に放出された結果、自然に排出される物質(原因)と物的損害・財産損害の発生(結果)とを結び付ける因果の連鎖がより複雑なものとなり、従前の因果関係証明方法が通用しなくなっている。第四に、自然の温室効果を強める温室効果ガスの余剰分のほとんどが大気を介して温室効果を高め続けたことで、地表の温度が上昇し続け、地球環境が大きく変化した280。第五に、人間が物的損害・財産損害を実感するよりもずっと前から、

²⁸⁾ 地球環境変化の好例としてよく挙げられるのは、以下の諸現象である。地表温度の上昇が海水温度の上昇を、それも次第に深度の深い水中の温度の上昇をもたらす(ハイエイタス)。海水の膨張によって海面が上昇し、高波が生まれ、海岸の浸食が激しくなる。海水温の上昇が上昇気流を強め、偏西風の流れを変

氷河の融解,破壊的な旱魃や海面の上昇といった予兆的現象が現れ、大気と大地という2つの環境(人類にとっての環境財産)が大きく変貌した。第六に、自然環境が時間的にも空間的にも変化し続け、人間が関与しなくても温室効果ガスが発生する(温室効果ガスの発生自体が自然環境に左右される)ことを考慮すると、汚染物質がすでに排出されている現状を元に戻すのは極めて難しいという意味で、解決には長期的かつ全地球的な対処が必要となっている。このようにみると、法的効力の点で領域的限界を有する国家裁判所の手に負えないという意味で、気候変動問題への対処が国民国家を超えた全地球的課題であることが分かる(気候危機への対処が極めて不十分であるという現状を考慮すると、このことは、国家裁判所による国家法的解決には馴染まないという趣旨だけでなく、国家間の合意という手法にも限界があることを表している。)。

第②段落では、古典的意味での国際環境責任法に関する裁判例、すなわち、環境が直接に破壊されたことを請求原因とする旧来型の損害賠償事件の例として、1984年12月にインドの農薬製造プラントからのガス漏れ事故に基づくボパール事件(Bhopal disaster, Bhopal gas tragedy)²⁹⁾、1986年11月にスイス連邦バーゼルの工業地域(Schweizerhalle)で発生した爆発事故を契機として当該化学コンツェルンが訴えられたサンド事件(Sandoz Chemical Disaster)³⁰⁾、1976年7月に北イタリアでのダイオキシン災害事故に起因するセヴェソ事件(Seveso Disaster)³¹⁾、これらが紹介される。

える。海水温の上昇で低気圧の発生率が高まるだけでなく、雨雲(積乱雲)の 増量と組織化された積乱雲群によって線状降水帯が生まれ、大雨が土砂崩れや 河川の氾濫をもたらす、等々。山内『地球社会法学への誘い』(前注 7)) 14頁 以下他。

²⁹⁾ https://www.britannica.com/event/Bhopal-disaster (2021年5月17日確認), Joachim Schmidt-Salzer, Umwelthaftpflicht ud Umwelthaftpflichtversicherung (Ⅵ), Versicherungsrecht 1993, 1311.

³⁰⁾ 石黒一憲著『国境を越える環境汚染――シュヴァイツァーハレ事件とライン 川』(木鐸社, 1991年)

次に. これとは異なる視点から. 古典的意味での国際環境責任法との対 比において、気候変動に起因する訴えの特徴が明らかにされる。当事者間 の空間的距離が極めて大きいという形式的特徴、原告が被った損害の責任 を直接かつ唯一の原因行為者たる被告の行為に帰せしめることができず、 原因行為と損害結果の発生との間に地球温暖化という一般的事象が介在し ているという実質的特徴、これら二点がそうである。この実質的特徴から すぐに浮かぶのが、有責債務者を決定するために採用されてきた従前の因 果関係確定方法を、気候変動訴訟の場合にも転用できるか否か、またそれ が適切かという。地球社会の視点からする新たな政策的課題への関心であ ろう。その核心は、「損害をもたらす大気やグローバルな気候が特定の国 に属しているわけではない」という事実を法的にどのように評価すべきか という点にある。この点に注目するのは、地球温暖化という一般的事象が 介在する状況を認識しながらも、因果関係の存在を立証する責任を、気候 危機による被害を受ける、しかも、資力の乏しい、一般地域住民に負わせ ることが、不可能を強いることになりかねないという認識(弱者保護)に ある。ここでも、「何人も能力以上には義務を負うことなし (ultra posse nemo obligator) | という古代ローマ法の原理³²⁾が改めて想起されなければ ならない。

レーマンらは、「国際的次元では……排出行為の民事法的責任と排出者 の本拠地国が負うべき国際法上の責任をどのように区別するか、そして、 管轄裁判所および準拠法をどのように調査すべきかといった難問が生じて いる」旨、指摘していた。この点が難問とされるのは、「損害をもたらす

³¹⁾ http://www.shippai.org/fkd/en/cfen/CC1300002.html (2021年5月17日 確認), 『いのちの地球 ダイオキシンの夏』(2001年8月に公開されたアニメーション映画, 文部科学省選定・優秀映画鑑賞会推薦・東京都知事推奨作品)

³²⁾ https://www.juraforum.de/lexikon/ultra-posse-nemo-obligatur (2021年5月17日確認); https://www.oxfordreference.com/view/10.1093/acref/9780195369380-e-2037 (2021年5月17日確認)

大気やグローバルな気候がどこかひとつの特定の国にだけ属しているわけではない」ところから,「潜在的には,世界のどの国の法も適用される可能性がある」という意味で,国家単位で国際裁判管轄権や準拠法を考える 伝統的規律方法の限界が示されるからである。

5 次の「3 経済的利益・生態学的利益・政治的利益」の項には、以下のような解説がある。

" ●経済的観点・生態学的観点からみると、環境法上の基準の遵守 を国内民事事件の被告に強制することには、大きな理由がある。特に、 これらの基準の遵守を強制することは、気候変動を制限するための確 実な方法である。概して、企業は、自社製品の価格を決める際に、み ずからの生産活動が環境(特に外国の環境)に対して損害を及ぼすか否 かという点を考慮していない。この点は、対外的関心の薄さを示して いる。というのは、そこでは製品を作る過程で生じ得る費用のすべて が計算されているわけではないからである。確かに、ロナルド・コー スが原理的理論を取り上げた論文ですでに述べていたように. 両当事 者――想定されているのは汚染者(加害者)と犠牲者(被害者)であ る――は、乏しい資源を経済的な意味で最も有効に活用するという観 点に基づいて契約を結ぶことができる。もちろん、コースの場合、取 引コストがゼロに等しいという点が重要な前提条件とされていた。け れども、このような前提条件を設けること自体、そもそも経済の実態 を反映していないと言わなければならない。実際にも、汚染の加害者 と被害者がこの種の前提条件をめぐって直接に交渉を行うことはない ので、その結果、当然のことながら、汚染の社会的コストを誰が負担 すべきかという点が被害者と加害者との間で国際的に調整されること もあり得ない。

②もちろん、厚生経済学の観点からすれば、市場への参入を認めないという選択肢もあり得る。いわゆる汚染天国──この「天国」とい

う表現は、租税オアシスやタックス・ヘイブンという言葉と同様、他の諸国に対してマイナスの影響を及ぼす点に着目したものである―の登場は極めて憂慮すべき事態といえよう。これに対して、渉外民事法分野での環境訴訟の発生は、汚染者の行動を規制することによって、一通り阻止することができる。威嚇的な効果を与えることができれば、企業は、本国以外で実施する行為に要するコスト、特に、環境面での損害の算定を国際的規模で考慮せざるを得ないであろう。それゆえ、地球規模でみると、経済的・生態学的な合理性を有するサーヴィス全体の中に私法を位置付けた上で、気候変動を請求原因とする民事法上の訴えという類型を許容することが重要となろう。

❸他面において、排出行為それ自体を全面的に禁止するのではなく、 一定の状況のもとでの排出のみを禁止するという制限措置の採用も考 慮されなければならない。それゆえ、たいていの場合、企業による二 酸化炭素の排出行為それ自体は違法とされておらず、公法上の認可を 得たり、また排出国が設けた上限値を遵守したりしている場合、企業 の排出行為は明らかに許容されている。認可の付与や上限値の設定は. 往々にして、環境保護という一方の利益と経済成長という他方の利益 とのバランスをいかに図るかという観点から、慎重な配慮のもとに行 われている。それゆえ、排出者が認可や上限値を有効なものと信頼す ることにはある種の正当性が認められるのであって、そうした信頼は できる限り広く保護される必要がある。さらに、民事法分野での環境 訴訟の場合、もっぱら過去に被った損害の補填のみが考えられている わけではなく、将来の損害発生を防止するための差止(不作為)請求 権を訴訟対象とすることもできるという点が考慮されなければならな い。このようにみると、外国の被害者が民事法上の訴えを提起する場 合.また.外国で差止請求権を認容する判決が下されている場合。企 業は、国内法上は適法とされ、しかも、排出国における厚生経済の観 点からみて国内法を遵守していれば足りるはずの自己の活動を中止す

るように迫られる恐れがある。

▲気候変動訴訟のもうひとつの特徴は、当該訴訟の狙いが、実効性 のある権利保護を求めることよりもむしろ、気候温暖化の問題性につ いて広く世間の注意を喚起することに向けられているという点にあ る。民事裁判所は、こうして、地球規模での環境問題に関するガヴァ ナンス (global environmental governance) が抱える諸問題について論 争を行う公的なフォーラムとして利用されるようになっている。この 種の訴えについて審理しなければならない裁判所がいかに危ない綱渡 りをしているかという点がこの気候変動訴訟に良く表れている。一方 で、裁判所は、外国人が原告であるとか侵害された法的財産が外国に あるとかということとは関係なく、国境を超えて主張された請求権を 実効性のあるかたちで実現できるように配慮しなければならない。他 方で、気候に関してどのような政策を採るべきかの決定権は依然とし て関係諸国の国内事項とされているが、そうであるからといって、国 内事項であることを言い訳にして、民事判決の内容が骨抜きにされて はならないという点も考慮される必要がある。このようにみると、こ の問題に関する法的な判断基準を精確に策定しようとすれば、格別の 注意深さが必要となることが分かる。

●以下では、裁判所がどのような法的基準の定立を志向しなければならないかという点が検討される。中心的な素材は、国境を超えた個人による訴えである。国際私法的観点が考慮されているところから、排出者が居住する法人住所所在地国の行政法上、どのような救済措置 ——この種の救済措置の内容や形式はむろん各国の自由裁量に委ねられている——が講じられるべきかという点は、意識的に除外されている。まず検討されるのは、国際法上の枠組み、特に国際法的な枠組み自体に、個人による訴訟を支える請求原因が組み込まれているか否かという点である。次に、個人による訴訟に関する裁判所の管轄権が論じられる。最後に、気候変動訴訟に対してどの法が適用されるべきか

という準拠法決定問題が取り上げられる。"33)

6 この項では、気候変動訴訟に関与する当事者の利益が、経済的観点・ 生態学的観点・政治的な観点から分析されている。5つの段落のうち、第 ●段落では、温室効果ガスの排出に関する「経済的観点・生態学的観点」 が取り上げられる。経済的観点という言葉では、経済行為の関係者がどの ように行動するかという視点が採用され、生態学的観点という表現では、 全地球環境の保全という側面が強調されているようにみえる。

資本主義経済社会では、企業に活動の自由が認められ、環境に負荷を掛けない活動に対する行政規制は概して弱い。企業の行動が環境に及ぼす負荷の内容に応じて、環境規制の在り方も変わり得る。このことは、二酸化炭素等の排出規制という法的枠組みが企業活動の内容を規定し、違法行為や脱法行為に当たるか否かを決めることを意味する。経済的観点の例としては、二酸化炭素等を排出する企業の通常の行動様式が挙げられる。たとえば、販売価格の決定に際して、生産活動が環境(特に外国の環境)に対して損害を及ぼすか否かという点を価格に織り込んでいないという意味で、企業の対外的関心は概して弱い。生態学的観点の例としては、気候変動を確実に規制できるよう、諸国が二酸化炭素等排出企業(国内民事事件の被告)に対する環境基準の遵守を強制しなければならない旨、指摘される。

社会の関心は、概して企業が重視する経済的観点と社会が考慮する生態学的観点(地球環境保全の要請)のいずれを優先すべきかではなく、両者の中道をどのように実現すべきかという点に向けられている。「黄金の中道」を求めて、レーマンらは、アメリカの経済学者、ロナルド・H・コース(Ronald Coase)³⁴⁾の「汚染者(加害者)と犠牲者(被害者)……は、乏しい資源を経済的な意味で最も有効に活用するという観点に基づいて契約を結ぶことが

³³⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), SS.80-82.

³⁴⁾ ノーベル経済学賞受賞者 (1991年), https://www.coase.org/aboutronald coase.htm (2021年5月17日確認)

できる」とする説明を紹介しながらも、同時に、経済の実態とは懸け離れた「取引コストがゼロに等しい」という非現実的な前提条件が設けられ、また、実際にも、汚染の社会的コストを誰が負担すべきかという点が被害者と加害者との間で国際的に調整されることもあり得ないという点で、コースの説明に難点があると述べ、「経済的観点・生態学的観点」からは、温室効果ガスの排出に関する合理的説明を見出し難いと結論付ける。

このような説明をみると、どのような環境規制が適切かという問いに対する解答が主権国家の社会状況に応じて異なり得る上、企業の利潤追求行動と地球社会の環境保全行動とを調整する解決策が国家レヴェルではいまだに見出されないことが分かる。他方で、地球環境保全という生態学的視点に着目すれば、保護範囲が主権国家の領域を遥かに超えて全地球的規模に及んでいることが判明する。そのことは、地球規模で環境規制を統一的に行わなければならないことを意味するが、真の解決策は依然として空白のまま残されている。

第②段落では、経済的観点のうち、特に「厚生経済学」――さまざまな経済環境において何が最適な状態であるかを規定し、実際の経済で運営されているメカニズムがその最適な状態を達成できるか否か、達成できないときにはどのような政策が必要か等を分析する分野――が取り上げられる。厚生経済学からみると、温室効果ガス排出企業が市場に参入することで「汚染天国」が生じるという意味で、「最適な状態」に当たらないため、二酸化炭素等の排出は認められない。それにも拘らず、現実には、温室効果ガス排出企業が市場に参入し、「汚染天国」と呼ばれる実態が生じている。それは、国家が環境汚染の防止よりも経済活動の促進を優先する企業の姿勢を支援しているためである。他国の干渉(内政干渉)を排除しようとすれば、主権の尊重という国際法上の原理を他国にも認めざるを得ない。注意しなければならないのは、気候危機の解決が一国の環境規制に終始する・純粋の国内問題(内政事項)ではなく、全地球的課題だという点にある。ここでは、主権の絶対的尊重という無差別承認説に代えて、主権制限論(制

限的承認説)が採用されなければならない。しかしながら、主権制限論の採用は望み難い状況にある。それでは、次善の策として、どのようにすれば「汚染天国」を除去できるのだろうか。レーマンらは、環境訴訟という特殊類型を認めることで、汚染者の行動を規制する可能性を示唆する。それは、この方法で排出企業に威嚇的効果を与えられれば、企業は、本国以外で発生するコスト(特に、外国で生じる環境損害額)を考慮せざるを得ないはずだからである。レーマンらは、このように経済的・生態学的な合理性を有するサーヴィス全体の中に私法秩序を位置付けた上で、気候変動を請求原因とする民事法上の訴えという特殊類型を地球規模で許容することが厚生経済学からみて重要となる旨、強調する。それでも、彼らの主張には、全地球的規模で汚染が進んでいる現実から離れ、「汚染天国」の空間的規模が主権国家単位で捉えられているという難点がある。

第❸段落では、第❶段落で示された、二酸化炭素等排出企業の行動様式 と地球環境保全のための行政規制、これらの調整例が紹介される。すなわ ち. 二者択一(企業による二酸化炭素等の排出行為をすべて放任するか全面的に 禁止するか)に代えて、折衷案(二酸化炭素等の排出それ自体を違法とせず、公 法上の認可を得たり排出国が設けた上限値を遵守したりしていれば、排出行為を許 容する) が紹介される。レーマンらは、環境保護と経済成長とのバランス をいかに図るかという観点から.「認可の付与や上限値の設定」を慎重に 行う折衷案を支持する。それは、排出者が認可や上限値を信頼することに はある種の正当性があり、そうした信頼を広く保護する必要があると考え るからである。それでは、誰の何に対する信頼をどのようなかたちで保護 するのだろうか。レーマンらによれば、認可を得て、認可の枠内で活動し ている企業は、過去の損害補填だけでなく、将来の損害発生を防止する差 止(不作為)請求についても免責される。ここでは、認可という行政行為 に対する企業の信頼が、損害賠償請求や差止請求に対する免責というかた ちで法的に保護されているのであって、被害を受けた国民が国民主権を標 榜する国家から救済されるという意味での信頼の保護ではない。厚生経済 学からみて許容される活動であっても、外国の被害者が民事法上の訴え(気候変動訴訟)を提起する場合や外国で差止請求権を認容する判決が下されている場合、企業は排出活動の中止を迫られる場合がある。主権国家の立法機関や司法機関の判断相互の間に分裂がみられることは避け難い。そのことは、上の意味での信頼の保護にも限界があることを意味しよう。

第母段落では、気候危機への認識の変化を反映して、時期により、気候変動訴訟の社会的意義が変化した点が説明される。すなわち、訴訟の狙いが、損害の回復そのものよりも、気候温暖化の問題性を広く世間に訴える方に向けられ、その結果、民事裁判所がグローバルな環境規制が抱える諸問題について論争を行う公的なフォーラムとして利用されるようになっているとする指摘である。裁判所にとって、民事紛争の解決は司法機関が果たすべき本来の役割であるという点と、気候危機への対処は一国の環境政策に属し、裁判所の本来的役割ではないという点、これらの要請を同時に実現することは容易ではないが、裁判所には、経済的観点だけでなく、環境科学的視点や保健衛生的評価を含め、時代の要請を反映した、緻密かつ精確な判断基準とその適用基準を格別の注意深さをもって確立し、運用する姿勢が求められている。レーマンらは、この状況を「裁判所がいかに危ない綱渡りをしているかという点がこの気候変動訴訟に良く示されている」と表現する。

それでは、どのようにすれば、地球環境保全に適した司法制度を早期かつ確実に構築できるのだろうか。第分段落では、本論における検討の内容と手順が紹介される。内容に関しては、国際私法的観点が考慮され、行政法的観点が除外されていること、また、手順(叙述の順序)に関しては、国際法、国際手続法、国際私法、これら3つのテーマが取り上げられる点が説明される。このようにみると、レーマンらの研究の目的と、課題解決の方法がどのようなものかを知ることができよう。むろん、その実質面および形式面での当否は、結論に対する評価と論証過程に対する分析の結果に委ねられなければならない。

2 国際法的枠組み

1 第二章「国際法的枠組み」は、「1 汚染者支払原則――国家裁判所が採用する予防原則」、「2 汚染者支払原則の適用範囲の拡大――損害除去費用・損害賠償請求権」および「3 排出権取引」、これら3項目から成る。

まず「1 汚染者支払原則――国家裁判所が採用する予防原則」は、以下のように述べられている。

- "●環境汚染を理由とする私人の損害賠償請求権を国際法の次元で主張する古典的方法としては外交保護権の行使がある。というのは、国家は、外交保護権を行使して、自国民のために国際法上の請求権を主張できるからである。外交保護権という概念の根底には、自国民の権利に対する侵害が同時に自国固有の権利に対する侵害を意味するという、法解釈上の擬制がある。その好例はトレイル溶鉱所事件(Trail-Smelter-Fall)である。この事件では、アメリカ合衆国が、カナダのトレイルに埋蔵されていた錫と鉛を用いた溶解物の使用によって二酸化硫黄による被害が生じたことに対して、自国民のために外交保護権を行使していた。国際仲裁裁判所は、——重大な損害に限定しているが——、アメリカ合衆国側の金銭賠償請求を認容し、汚染物質を撤去する義務をカナダに課した。この仲裁裁定は、同国内に居住する企業を間に挟んでいるが、環境損害に関する国家の法的責任を認めたり一ディング・ケースとなっている。
- ② 1972 年に開催された、環境政策に関する国連最初の会議(国際連合人間環境会議、ストックホルム会議)は、基本的諸原則(共通見解7項目および共通の信念26原則)を採択し、しかも、これらの原則をあらゆる種類の環境損害に拡大して適用する旨、表明した。この会議の成果である、ストックホルム宣言(人間環境宣言)において初めて、環

境保護に関する一連の諸原則が明文化された。同宣言では、大気を保護すること、エコ・システムに回復不能な損害を与えないよう、除去不能な物質の排出や暖気を止めること、大洋の汚染を止めること、これらが義務付けられていた。特に知られているのが、第21原則(環境に対する国の権利と責任)である。この原則は、第1文で、自国の環境政策に沿って資源を活用する権利を各国に保障するものの、第2文で、自国領域内での活動が他の諸国においてまたは自国の管轄範囲を超えて、いかなる環境損害も生じさせない措置を採るよう、各国に義務付けている。同宣言は、この原則をもって、私人による環境汚染についても国家が間接的責任を負う旨を明記した。

❸しかしながら、ストックホルム宣言では、各国が当該義務を履行 する際に誰に責任を負わせ、誰にコストを負担させるかという点が棚 上げにされていた。この問題につき、経済協力開発機構理事会が同機 構内に設けた環境委員会の提案を基礎として同年に採択した勧告で は、環境を「受容可能な」状況に保つため、環境汚染の除去に必要な あらゆる措置を採る義務を汚染者に課している。汚染者が必要なコス トを負担する義務を負うとされているところから、この原則は汚染者 支払原則 (polluter pays principle) と呼ばれている。天然資源の埋蔵量 が乏しいという状況を考慮すると、個々の生産活動が及ぼす対外的影 響をすべて国際的規模で考慮する必要があるという考えが、汚染者支 払原則の政策的根拠となっている。この根拠では、生態学的な観点と いうよりも、経済的観点が考慮されている。この点は偶然そうなった わけではなく、経済協力開発機構が経済的な協力と開発のための団体 であるという、この組織の基本的性格に由来する。 汚染者支払原則は、 1972年の勧告以降、多くの国際条約に採用されてきた。たとえば、 この原則は、同年に公表された、当時のヨーロッパ経済共同体の最初 の環境アクションプランにすでに採用されている。今日,この原則は、 ヨーロッパ連合機能条約第191条第2項とローマⅡ規則中の牴触法に

採用されているだけでなく、ヨーロッパ裁判所の判例においても重要な役割を果たしている。"³⁵⁾

2 この項目は3つの段落から成る。第❶段落では、まず、環境汚染に起因する損害の賠償を求める訴訟において、請求原因を根拠付ける国際法上の法律構成が示される。国際法上、外交保護権を行使して、国家が自国民のための請求権を主張することができる点に着目して、「環境汚染に基づく私人の損害賠償請求権を国際法の次元で主張する古典的な方法としては外交保護権の行使がある」と説明される。外交保護権が行使されたトレイル溶鉱所事件³⁶⁾において、国際仲裁裁判所は、重大な損害に限定しつつも、アメリカ合衆国側の金銭賠償請求を認容し、汚染を除去する義務をカナダに課した。この仲裁裁定は、同国内に居住する企業を間に挟んでいるが、環境損害に関する国家の法的責任を認めたリーディング・ケースとなっている。

第2段落では、外交保護権とは異なる国際法源に言及される。1972年に国連の人間環境会議³⁷⁾で採択された人間環境宣言³⁸⁾ 人間環境の保全と向上に関わる共通の見解と原則 では、エコ・システムに関して回復不能な損害を防止するため、大気の保護、除去不能物質の排出停止、暖気の停止、大洋汚染の停止、これらが加盟国に義務付けられていた。あらゆる種類の環境損害に適用されるルールのうち、特に環境に対する国の権利と責任を定めた第21原則³⁹⁾では、自国の環境政策に沿って資源を活用する権

³⁵⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), SS.82-84.

³⁶⁾ 西村弓「トレイル溶鉱所事件」(国際法学会編『国際関係法辞典 第二版』(三 省堂、2005年)) 666頁。

³⁷⁾ いわゆるストックホルム宣言(人間環境宣言)(Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment; Stockholmer Erklärung), https://www.v-history.net/appendix/wh1703-117.html (2021年5月17日確認)

³⁸⁾ https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_03.pdf(2021年5月 17日確認)

利を保障する(第1文⁴⁰⁾)対価として、自国での活動によって他の諸国に環境損害を生じさせないよう措置を講じる義務を各国に課している(第2文⁴¹⁾)。この原則は、私人による環境汚染について、直接の加害者が負う不法行為責任とは別に、国家が固有の間接的責任を負うことを意味する。

第❸段落では、実定法規範に必要な条件に欠けるという意味で、人間環 境官言には欠陥のあることが指摘される。それは、ストックホルム官言で は、各国が当該義務を履行するにあたって、誰に責任を負わせ、誰にコス トを負担させるかという点が棚上げにされていたからである。同宣言が国 家間の合意文書である点に着目すると、関係国間では、当該措置を講じる 国が必要な費用を負担し、当該国の内部でどのように費用を分担するかは 当該国の国内法に委ねられていると考えられよう。この点について、経済 協力開発機構が同年に採択した勧告では、環境を「受容可能な」状況に保 つため、環境汚染の除去に必要なあらゆる措置を採る義務が汚染者に課さ れていた。この勧告の趣旨をどのように受け止めるべきかが問われるのは、 「汚染者」が汚染企業を意味するか汚染国を意味するかが明示されていな いという理由による。「自国での活動が……他の諸国において、いかなる 環境損害も生じさせない措置を採ることしが加盟国の義務であるという表 現を素直に読めば、適切な措置が採られているか否かという点がまず検討 対象とされ、措置の内容が「不適切」であるときは、当該措置を講じてい ない加盟国が当然に不法行為責任を負うと解する余地がある。この場合.

^{39) 「}各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有する。各国はまた、自国の管轄権内又は支配下の活動が他国の環境又は国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う。」(前注 37))

^{40) 「}各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に 基づいて開発する主権を有する。」(前注 37))

^{41) 「}各国はまた、自国の管轄権内又は支配下の活動が他国の環境又は国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う。」 (前注 37))

加盟国は「間接的汚染者」とみられ得る。他方,この種の不法行為責任を「直接的汚染者」である二酸化炭素等排出者に負わせるという場合,この規定の成立によって不利益を被る当事者へのヒアリングがすべての加盟国で適切に行われていることが前提となろう。

汚染者が必要なコストを負担する義務を負うという趣旨で「汚染者支払(有責)原則」と呼ばれるこの原則が採用された背景については、「天然資源の埋蔵量が乏しいという状況を考慮すると、個々の生産活動が及ぼす対外的影響をすべて国際的規模で考慮する必要があるという考えが、汚染者支払原則の政策的根拠となっている」と述べられ、併せて、「この理由付けは生態学的な観点というよりも経済的観点を考慮したものである」と説明されている。この理由付けは「経済協力開発機構が経済的な協力と開発のための団体であるという、この組織の基本的性格に由来する」。そして、汚染者支払原則が、1972年の勧告以降、当時のヨーロッパ経済共同体の最初の環境アクションプランだけでなく、ヨーロッパ連合機能条約第191条第2項およびローマⅡ規則中の牴触法にも採用され、ヨーロッパ裁判所の判例においても重要な役割を果たしていること、これらが指摘されている。以上の整理からは、環境損害賠償請求訴訟の被告適格が「汚染者」に認められることが分かる。

- 3 それでは、汚染者支払原則はどのような事項に適用されるのか。次の「2 汚染者支払原則の適用範囲の拡大——損害除去費用・損害賠償請求権」の項には、以下のような説明がある。
 - "●汚染者支払原則は何度もその内容を変えてきた。この原則は、 当初、予防的な役割を果たしていた。というのは、環境損害を減らす のに必要なコストを汚染者が負担するものとされていたからである。 しかし、法文の文言を、このように損害の発生を将来に向けて予防す るという趣旨に限定するだけでは不十分であることがすぐに明らかに なった。それは、多くの事例では、すでに発生した過去の損害を除去

するためのコストを誰が負担すべきかという難題が突き付けられていたからである。この問題を解決するにあたり、原因を作った汚染者にコストを負担させるという汚染者支払原則が、この問題についても、徐々に採用されてきた。この原則は、当初、確かに、国家が支払うべきコストに限定して適用されていた。しかし、その後、この原則は除去コストの弁済を求める民事上の請求権にも適用されるようになり、さらに、発生した損害の賠償を求める請求権にも拡張して適用されるようになった。こうした傾向は、損害発生の防止に配慮する私人のコストや個人が被った損害を含め、不都合な結果の責任をすべて汚染者に問うという考えが国際的にも完全に広がってきたことを示している。

②このような、汚染者支払原則の事項的適用範囲の拡大という動き と並行して、実体法上の名宛人に関しても、汚染者支払原則には大き な変化があった。すなわち、汚染者支払原則は、当初、国家の責任を 問うために用いられた。たとえば、トレイル溶鉱所事件では、アメリ カ合衆国への金銭賠償義務がカナダに課され、汚染をもたらした加害 企業も被害を受けた人々も蚊帳の外に置かれていた。しかしながら、 時が経つにつれて、原告適格も被告適格も次第に国家から私人へと転 換されてきた。こうした変化を容易に見出せるのは、ヨーロッパ法の 場合である。汚染者支払原則は、当初、加盟国相互の関係について適 用されたものであり、そうした位置付けは、今日でも、第一次法に見 出すことができる。その後、この原則は第二次法を通じて次第に精密 なルールに仕上げられ、特に私法の領域ではさらに細かく規定されて いる。たとえば、環境責任指令は、「事業者」を損害の回避および除 去の責任者とみなして、汚染の回避や除去に要するコストをこの者に **負わせている。法人も自然人も、この意味での事業者とみなされる余** 地がある。むろん、法人や自然人という用語の詳細な定義は各国の国 内規定に委ねられている。むろんこの指令が定める責任は第一次的に

は公法に分類され、ドイツでは環境損害法典(Umweltschadensgesetz)に置き換えられている。このほか、環境汚染者の私法上の責任も肯定されている。ドイツでは、環境責任法典(Umwelthaftungsgesetz)により、私法上の責任が認められている。環境責任法典では、「被害者」が私法上の請求権者とされている(環境責任法典第1条)。

③このように民事法上の請求権の法的根拠が新設されたことにより、汚染者支払原則の位置付けは、当初採用されていた、純粋に国家間の関係を規律する国際法から私法へと移し換えられることとなった。これにより、責任に関するルールは、国家の責任を問う原則から、私人間で責任を問う原則へと置き換えられた。汚染者支払原則は、事業者という概念の具体例をさらに積み重ねることで、政治経済的な議論のフィールドから解釈操作が可能な法原則へと転換したのである。これまでの動きをみると、国際法上の諸原則を国内の民事法に置き換えることは、もはや日常茶飯事となっている。人権侵害を理由とする訴えや、 EU 基本権憲章で保障された 保護対象とされる、人格権侵害やインターネットを介した情報侵害を理由とする訴えにも、汚染者支払原則と同様の原則が見出される。超国家的な環境保護の問題もこれと同じように考えられようが、渉外的環境保護の問題については、特に国際私法・国際手続法の領域で、新しい論点が示されている。"420

4 この項目も3つの段落から成る。第❶段落では、「汚染者支払原則は何度もその内容を変えてきた」と述べて、規律内容の変遷が説明される。まず、「環境損害を減らすのに必要なコストを汚染者が負担するものとされていた」という表現で、この原則が、当初、「予防的な役割を果たしていた」点が指摘される。このことは、汚染者に汚染防止措置を講じる責任

⁴²⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), SS.84-86.

があることを表す。次いで、「法文の文言を……損害の発生を将来に向けて予防するという趣旨に限定するだけでは不十分であることがすぐに明らかになった」と述べて、この原則が過去の損害の補填についても適用されるようになったこと、その結果、汚染者が汚染による損害を賠償する責任を直接に負うようになったという点で、汚染者が負担すべき事項についての変遷があったこと、これらが説明される。

これに続けて、汚染者という概念の内容にも変化があったことが指摘される。当初、この原則は国家が支払うべきコストに限定して適用されていた(「汚染者」=国家)が、その後、この原則は除去コストの弁済を求める民事上の請求権に適用され、さらに、発生した損害の補償を求める請求権にも拡張して適用されるようになったとする説明がそうである。「民事上」という言葉が示唆するように、「汚染者」には汚染を直接にもたらした事業者(民間企業等)も含まれる。さらに、「こうした傾向は、損害発生の防止に配慮する私人のコストや個人が被った損害を含め、不都合な結果の責任をすべて汚染者に問うという考えが国際的にも完全に広がってきたことを示している」として、この原則の適用範囲が空間的に拡大したことが明示される。

第❷段落では、上の内容が、別の観点から繰り返される。すなわち、弁済 (賠償)請求権から補償請求権へというように、請求の法的性質や事項 的適用範囲の拡大という動きと並行して、実体法上の名宛人に関しても、汚染者支払原則が変化したこと、トレイル溶鉱所事件のように、当初、国家責任を問うために用いられた汚染者支払原則の名宛人が、原告適格および被告適格の両面に亘って、国家から私人へと転換されてきたこと、これらが確認される。次いで、こうした変化を示す好例として、ヨーロッパ法では、当初、加盟国相互の関係について汚染者支払原則が適用された点は今日でも第一次法(ヨーロッパ連合機能条約の環境政策に関する諸規定43)に

⁴³⁾ 第Ⅲ部第20章「環境」(第191-193条)(https://eur-lex.europa.eu/LexUri

見出せること、その後、第二次法を通じて同原則が精密なルールに仕上げられ、特に私法領域では細かく規定されてきたこと、これらが指摘される。第二次法のドイツ法への置き換え(国内法化)の例として、環境責任指令 一同指令が定める責任は第一次的には公法に分類され、ドイツでは環境損害法典に置き換えられている — において、「事業者」(法人も自然人も、この意味での事業者とみなされ得る — 法人や自然人という用語の詳細な定義は各国の国内規定に委ねられている)を損害の回避および除去の責任者とみなして、汚染の回避や除去に要するコストをこの者に負わせていること、他方、「ドイツでは、環境責任法典により、私法上の責任が認められ……『被害者』が私法上の請求権者とされている(環境責任法典第1条)」こと、これらが説明されている。

第3段落では、民事法上の請求権の法的根拠が環境責任法典に新設されたことで、汚染者支払原則の位置付けが当初の国家間の関係を規律する国際法から私法へと移し換えられ、国家の責任を問う原則から、私人間で責任を問う原則へと置き換えられたこと、「事業者」概念の解釈事例が集積された結果、汚染者支払原則が「政治経済的な議論のフィールドから解釈操作が可能な法原則へと転換した」こと、国際法上の諸原則の国内民事法への置き換えが日常茶飯事となり、「人権侵害を理由とする訴えの場合や、一基本権憲章で保障された — 保護対象とされる、人格権侵害やインターネットを介した情報侵害を理由とする訴えの場合にも、汚染者支払原則と同様の原則が見出される」こと、超国家的な環境保護の問題もこれと同じように考えられ、渉外的な環境保護の問題については、特に国際私法・国際手続法の領域で、新しい論点が提示されていること、これらにも触れられている。

Serv/LexUriServ.do?uri=CELEX:12012E/TXT:de:PDF(2021年5月17日確認); https://dejure.org/gesetze/AEUV/191.html (2021年5月17日確認); https://dejure.org/gesetze/AEUV/192.html; https://dejure.org/gesetze/AEUV/193. html (2021年5月17日確認)) 参照。

- 5 さらに、「3 排出権取引」の項では、次のように説明されている。
 - "●国際法だけでなく民事法でも採用され、包括的なものとなったこの汚染者支払原則をさらに補充するものとして、排出権取引というシステムが挙げられる。気候保護制度の基礎は、1992年に締結された国際連合の気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change UNFCCO)にある。5年後の1997年、京都議定書により、所定の上限値を遵守する義務が複数の工業国に課された。それと同時に、同議定書によって、工業国が市場システムを利用して排出権取引を行う途が開かれた。これに伴い、排出者は工業国で排出権を自由に売買することができるようになった。また、工業国同士で排出権を取引することも認められた。さらに工業国は、発展途上国の気候保護プロジェクトに参加すれば、クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism)を介して、排出削減用資金貸付制度(Emission Reduction Credits)を利用することもできるようになっている。
 - ② 2015 年当時,世界中で、38カ国がこの市場システムを利用していたが、利用の実態を見ると、市場システムが濫用された結果、2017年の EU における排出権価格は、企業が排出量を削減する気には到底なれないほどの低い水準にとどまっていた。しかし、2018年に入ると、2018年3月の排出権取引改正を先取りしたことで、部分的ではあるが、排出権の価格がふたたび急激に上昇していた。このようにみると、排出権取引は、今なおアクチュアルなテーマとして、気候変動から生じる責任を考える場合に考慮されなければならないことが分かる。"44)

6 2つの段落から成るこの項目では、当時構想されていた排出権取引の概要が紹介される。まず、汚染者支払原則が国際法だけでなく民事法で

⁴⁴⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), S.86f..

も採用され、包括的なものとなったとする先の説明を受けて、第❶段落では、汚染者支払原則を補充する排出権取引制度が紹介され、気候保護に向けた法制度として、1992年締結の気候変動に関する国際連合枠組条約⁴⁵゚に言及される。1997年(平成9年)12年11日に京都で作成され、2005年(平成17年)2月16日に発効した京都議定書⁴⁶゚では、工業国に所定の上限値を遵守する義務が課されるとともに、排出者が工業国で排出権を自由に売買するだけでなく、工業国同士が排出権を取引することも認められた。また、工業国は、発展途上国の気候保護プロジェクトに参加することで、クリーン開発メカニズム⁴⁷を介して排出削減用資金貸付制度⁴՛ኞ を利用することもできるようになっている。

第❷段落では、市況による排出権価格の変動という経済的側面に触れられる。2015年当時、38カ国で利用されていた市場システムが、後に濫用された結果、2017年にはEUでの排出権価格が大幅に低下したものの、2018年3月の制度改正により、排出権取引価格が急上昇したこと、こうみると、気候変動問題を考える場合、排出権取引がアクチュアルなテーマとして考慮されなければならないこと、これらが説明される。

⁴⁵⁾ 平成6年6月21日条約第6号 (United Nations Framework Convention on Climate Change – UNFCCO), https://www.env.go.jp/earth/cop3/kaigi/jouyaku.html, http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html (2021年5月17日確認)

⁴⁶⁾ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(気候変動枠組条約京都議定書)https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty_020413.html(2021年5月17日確認)

⁴⁷⁾ Clean Development Mechanism (2021年5月17日確認); https://unfccc.int/process-and-meetings/the-kyoto-protocol/mechanisms-under-the-kyoto-protocol/the-clean-development-mechanism (2021年5月17日確認)

⁴⁸⁾ Emission Reduction Credits, https://www.ourair.org/erc-guide/ (2021年5月17日確認), http://www.aqmd.gov/home/permits/emission-reduction-credits (2021年5月17日確認)

3 国際私法・国際手続法

1 同論文の中心を成す第三章は、まえがき部分のほか、「1 当事者利益」、「2 気候変動訴訟と国際裁判管轄権」、「3 気候変動訴訟と国際私法」および「4 公序の留保」の五項目から成る。まず、まえがき部分から確認しよう。

"排出の必要性と可能な範囲での環境保護の実現,国際法において,これら2つの利益のバランスをどのように採るかを考える場合,損害発生の予見可能性だけでなく,損害額の算定可能性にも同時に配慮する必要がある。気候変動訴訟の場合にも,予見可能性と算定可能性という2つの視点が考慮されなければならない。というのは,国際裁判管轄権の有無を決定する裁判籍や準拠法を決定する連結点をグローバルな視点で考える場合,純粋の国内行動はもとより,どんな行動に対しても,個々の適法な行動が相互に影響を及ぼし合って気候変動という病理現象をもたらしているという非難が向けられている点を考慮せざるを得ないからである。このようにみると,国際私法および国際手続法が連結点を世界的規模で捉えているか,それとも,自国を優先させたなんらかの制限を設けているのかという点が,以下で検討されなければならない。"49

2 この段落では、主に国家間での利益対立を調整する国際法において、企業による(ひいては当該企業の活動を支援する国家の側での)二酸化炭素等排出の経済的必要性と二酸化炭素等の排出により被害を被る者に対する(ひいては当該被害者の居住環境の保全に関心を抱く国家の側での)社会的保護の要請、これら2つの利益をどう調整するかという問題意識が示されて

⁴⁹⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), S.87.

いた。気候変動訴訟に対処する場合、この点との対比において、私法上も 予見可能性と算定可能性を考慮する必要性が指摘される。尤も、予見および算定という行為の主体(加害者および被害者)が自国民ないし自国居住者 に限られない点に留意されなければならない。「どんな行動に対しても、 個々の適法な行動が相互に影響を及ぼし合って気候変動という病理現象を もたらしている」という非難を考慮すれば、「国際私法および国際手続法 が連結点を世界的規模で捉えているか、それとも、自国を優先させたなん らかの制限を設けているのか」という点の検討が避けられないからである。

3 次の「1 当事者利益」の項は、以下のように述べて、国際裁判管轄権や準拠法に関して、請求認容を求める原告も、請求棄却を求める被告も、みずからの利益を実現できるよう行動することが確認される。

"利益という点からみると、「気候変動訴訟の原告」も、他の訴訟 類型における原告と同様、準拠法秩序との関係では、自分に有利な結 果をもたらす法が適用されるよう、また国際裁判管轄権との関連では、 勝訴判決が最大限に執行されるように考えて行動するものである。こ れに対して、被告の利益はまったく逆の方向を向いている。外国の裁 判所が国際裁判管轄権を有する場合。 たとえ外国裁判所に提起された 訴えが不当なものであるとしても、欠席判決を避けるため、被告はみ ずからの身を守らなければならない(EUについては、ブリュッセルIa 規則第28条第1項参照)。第一に、被告は、できるだけ防禦活動に要す る出費を抑え、世界的規模で応訴しなくても済むよう、多くの国の国 際裁判管轄権に服さない方法を探ることであろう。第二に、自国の国 際裁判管轄権をそれぞれ認める複数の国で訴訟が並行して行われてい ても、被告からみると、自分の行動が世界的規模ですべて一致して同 時に正当化されなければならないわけではなく、自分がもっぱら活動 する国でその活動が正当とされればよい旨を主張すれば足りるという 利益もある。第三に、被告は、いずれか特定の法秩序に基づいて自分 の行動の当否が判定されることを望み、世界的規模の統一法に従って どこの国でも責任を負わなければならなくなるような事態を避けたい と考えている。国際民事手続法では、第一の問題と第二の問題、すな わち、国際裁判管轄権の決定が、特に裁判籍を制限することで判決手 続を行う権限を絞り込むというかたちで取り上げられ、牴触法では、 第三の論点が取り上げられる。"50)

次の「2 気候変動訴訟と国際裁判管轄権」では、まえがき部分に続け、「a) 普通裁判籍」、そして特別裁判籍中の「b) 不法行為地裁判籍」、これらが取り上げられる。そのうち、まえがき部分は以下の通りである。

"初めに、どこか特定の国における被告の行動の影響がグローバルな規模であらゆる地に及んでいるという理由で、被告の応訴義務もその行動の効果が及ぶ空間的範囲に対応させなければならないか否かという点が明らかにされなければならない。"51)

この項では、気候変動訴訟における最初の論点として、被告の応訴義務⁵²⁾の空間的範囲如何が挙げられている。しかし、統一法がないため、その判断は各国の国際手続法に委ねられている。諸国は、国際裁判管轄権の有無の決定基準を定めるにあたり、通例、すべての訴訟類型に共通する普通裁判籍(総論的主題)と訴訟物の法的性質に対応する特別裁判籍(各論的

⁵⁰⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), S.87f.

⁵¹⁾ Lehmann/ Eichel. a.a. (前注 10)). S.88.

⁵²⁾ 応訴とは、訴え提起という原告の訴訟行為に対する防御行為として被告が弁論や申述を行うことを意味し、所定の期間内に応訴の意思や和解の意思を明らかにしないときは、裁判所は、原告の申立てにより、口頭弁論を経ないで、決定の形式で、原告の請求を認容することができる。つまり、応訴しなければ敗訴するという不利益はあるものの、応訴するか否かの判断は被告の自由裁量に委ねられているという意味で、応訴は法的義務とは言い得ないようにみえる。

- 主題)とを併用する。レーマンらもこの区別に準拠する。
 - 4 最初に「a) 普通裁判籍」について、以下のような説明が行われる。
 - "● EU 加盟国に法人住所(Sitz)を有する企業は、法人類型の如何を問わず、民事法上の請求権に基づいて当該法人住所の所在地で訴えられる可能性がある(普通裁判籍、ブリュッセル I a 規則第4条、第63条)。しかし、気候変動訴訟の場合、ブリュッセル I a 規則第24条第1号、第6号(1)による専属管轄を考えることはできない。企業の法人住所を定める地域的要素には、定款上の法人住所(satzungsmäßiger Sitz)、主たる管理機関所在地(Ort der Hauptverwaltung)または主たる営業所所在地(Ort der Hauptniederlassung)がある(ブリュッセル I a 規則第63条)。こうみると、法人や会社を被告とする訴えの場合、EU 加盟国のいずれかに普通裁判籍があると判断されるケースがかなり多いことが分かる。また、どの普通裁判籍所在地でも、判決手続を行う権限は制限されていない。普通裁判籍の場合、法廷地と訴訟物とが関連しているか否かは問題にならず、被告企業がどの地で活動していたかとか、損害がどこで発生していたかとかという点も重要ではない。
 - ②普通裁判籍に基づく管轄権の有無の決定に際して特段の制限がないという点になんら新規性はないが、それでも、気候変動訴訟の場合、この点には格別の重要性がある。普通裁判籍という基準には、法人住所という要件を介して権利主体と国際裁判管轄権とを結び付ける考え方が反映されている。このため、企業は、通例、自分の行動が世界の隅々にまで影響を及ぼすことの結果として、世界中で責任を追及されるリスクを減らそうとして、法的に独立した別の組織体に海外での活動を委ねてきた。それは、親会社が服する国際裁判管轄権や準拠法秩序と海外子会社が服するそれらとを一致させないことで、親会社が負うリスクを減らすことができると考えられたからである。逆に、海外子会社からみると、普通、法人住所を第三国に有していれば、ブリュッ

セルIa規則第8条第1号を介して親会社の法人住所地で応訴する義 務を負わされることはない。というのは、この規定では、被告が EU 加盟国に法人住所を有する場合が想定されているからである。このよ うに、グローバルに活動する企業は、手続法および実体法の両面に亘 り、世界的規模での活動から生じるリスクを、親会社と子会社との間 で「分担し合う」だけでなく、リスクの配分方法を操作することで、 みずからが負うべきリスクを好き勝手に操作することができる。この ような戦略法務を支持する者は、気候変動訴訟という特殊な類型を認 めようとはしないであろう。それは、気候変動訴訟という特殊類型を 認めれば、行為者が国内で活動している場合であっても、外国で発生 した損害について行為者の責任を問うこととなるからである。このよ うにみると、行為者は、自分の活動によって生じた損害が世界的規模 で拡散している場合、みずからの活動の影響が及ぶ空間的範囲を限定 するというやり方で対抗することはできず、自己の普通裁判籍所在地 においてこの種の損害の賠償責任を負うことを考慮しなければならな いであろう。

③通常であれば、被告の行動と提起された訴訟との間に因果関係がなければならないという留保条件を付して、被告の行動と訴訟との具体的関連性がさほど強くない訴えを除外するという方法で被告の保護が図られるであろうが、普通裁判籍(一般管轄権)の有無を審査する場合、この種の留保条件は採用されていない。というのは、すぐ分かるように、被告の行動と訴訟との間に関連性があるかどうかが最初から分からない訴えやこの種の関連性がまったく認められない訴え──この種の訴えについても、普通裁判籍所在地の管轄権が等しく認められる──と比べてみても、被告の行動範囲が世界中に広がっている点を考慮に入れれば、気候変動訴訟について普通裁判籍を認めても、被告にとって明らかに不利益であるとは言い得ないからである。「でっち上げられた」訴えから被告を保護することは、国際裁判管轄権の有

無の判断によってというよりも、判決理由の次元で実体法の解釈を通じて行われているし、また訴訟法上、訴訟に出遅れた者に応訴の負担を課すとか訴訟費用に関する法に基づいて敗訴者に訴訟費用を負担させるというやり方で、それぞれ実施されている。普通裁判籍の存否の判断に際して法廷地と訴訟物との関連性の有無を問わないのは、原告側の権利保護を実効的なものにしようとする政策的配慮の結果とみることができよう。法廷地と法人住所地国との間に空間的関連性が欠けていても、みずからの法人住所地で防禦することは、被告にとって過大な負担ではない。というのは、自分の法人住所地であれば、出費でもその他のリスクでも、被告にとって、外国で応訴するよりずっと少なくて済むはずだからである。気候変動訴訟がグローバルな性質を有する点を考慮すると、被告の普通裁判籍を法人住所地のみに限る必要はないであろう。"53)

5 この項は3つの段落から成る。前述のように、普通裁判籍の場合、法廷地と訴訟物との関連性(紛争の客体的側面)は考慮されていない。被告企業がどの地で活動していたかという原因行為に着目する視点も、損害がどこで発生していたかという結果に留意する観点も重視されていない。第 ● 段落では、まず、気候変動訴訟の場合、ブリュッセル I a 規則第24条第1号、第6号(1)による専属管轄を考える余地がない旨、指摘される。次いで、「EU加盟国に法人住所を有する企業は、法人類型の如何を問わず、民事法上の請求権に基づいて、当該法人住所の所在地で訴えられる可能性がある(普通裁判籍、ブリュッセル I a 規則第4条、第63条)」という原則的理解が確認される。その際、企業の法人住所を定める地域的要素が「定款上の法人住所、主たる管理機関所在地または主たる営業所所在地である(ブリュッセル I a 規則第63条)」とされているため、「法人や会社を被告とする

⁵³⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 6)), S.88f.

訴えの場合、EU加盟国のいずれかに普通裁判籍があると判断されるケースがかなり多い」ことも指摘される。

第②段落では、気候変動訴訟の場合、普通裁判籍に基づく国際裁判管轄権の有無の決定に際して特段の制限がないという点に格別の重要性があることが指摘される。普通裁判籍の場合、法人住所という要件(主体的側面、組織法的観点)を介して、権利主体と国際裁判管轄権が結合されている。自分の行動の影響が世界の隅々にまで及ぶため世界中で責任を追及されるリスクを減らそうとして、企業は、有限責任制度を活用して分社化し、海外での活動を別法人に委ねてきた。というのは、被告がEU加盟国に法人住所を有する場合を想定するブリュッセルIa規則第8条第1号のもとでは、第三国に法人住所を有する海外子会社に応訴義務はないからである。別法人を活用することで、手続法上も実体法上も、世界的規模での活動から生じるリスクを親会社と子会社で分担してきたグローバル企業からみると、上の意味でのリスク配分を否定し、外国で発生した損害についても国内企業に賠償責任を認める可能性を拓く気候変動訴訟という特殊な類型は認め難いことが分かる。

第3段落では、国際裁判管轄権の有無に関する判断基準の形成基準が確認される。すなわち、普通裁判籍と特別裁判籍とが区別され、後者の場合、当事者間の公平という視点から、被告の行動と提起された訴訟との間の因果関係がさほど強くない事案を除外するという方法で、被告の保護が図られる。他方、前者では、被告はつねにみずからの所在地(法人住所地)において訴えられるリスクを想定していなければならない(「訴訟は不意打ちに当たらない」)と擬制することで、法廷地と訴訟物との関連性の有無の審査が排除される。普通裁判籍が認められる理由は、原因を作り出した被告の行動と損害の補填を求める原告の訴え提起との間に関連性があるかどうかが最初から分からない事案やこの種の関連性がまったく認められない事案であっても、原告の権利保護を実効的なものにしようとする政策判断に求められよう。被告の行動範囲が世界中に広がっている気候変動訴訟につ

いて普通裁判籍を認めても、被告にとって明らかに不利益であるとは言えないとする説明⁵⁴⁾もこのような前提を共有する。レーマンらは、訴訟制度の濫用ともいうべき、「『でっち上げられた』訴えから被告を保護することは、国際裁判管轄権の有無の判断においてではなく、判決理由の次元で実体法の解釈を通じて行われているし、訴訟法上、訴訟に出遅れた者に応訴の負担を課すとか訴訟費用に関する法制に基づいて敗訴者に訴訟費用を負担させるというやり方でそれぞれ実現されるという点に言及する。

6 前項の末尾では、「気候変動訴訟がグローバルな性質を有する点を 考慮すると、被告の普通裁判籍を法人住所地のみに限る必要はない」と述べられていた。すべての類型に共通する普通裁判籍の対概念は、訴訟物の 法的性質に対応する地域的要素を考慮する特別裁判籍である。それでは、 どのような空間的要素が特別裁判籍の決定基準とされるのだろうか。環境 損害という言葉からは、「不法行為」がすぐに連想される。かくして、「b) 不法行為地裁判籍」が特別裁判籍として取り上げられることとなる。

"●企業は、自己の普通裁判籍所在地だけでなく、特に不法行為地という特別裁判籍の所在地においても、気候変動訴訟との対応を追られる場合がある。それは、被告の住所が加盟国内にあれば、ブリュッセルIa規則第7条第2号およびルガノ条約第5条第3号に基づいて、不法行為地裁判籍が認められるからである。被告が定款上の法人住所、主たる管理機関または主たる営業所をEU加盟国に有していなくても、被告の排出施設がドイツにあれば、当該行為が行われた地を裁判籍とするドイツの民事訴訟法第32条により、また、環境面で当該施

⁵⁴⁾ この点は、「被告にとって、自分の法人住所地であれば、出費でもその他のリスクでも、外国で応訴するよりずっと少なくて済むはずだから」とか、「法廷地と法人住所地国との間に空間的関連性が欠けていても、みずからの法人住所地で防禦することは、被告にとって過大な負担ではない」とかと説明されている。

設の活動の影響を受けている地を裁判籍とする同法第32 a 条に基づく専属管轄が認められるため、被告に対する訴えにつきドイツの専属的国際裁判管轄権が肯定される。

②不法行為地裁判籍にいう「不法行為地」は行動地でも結果発生地でもよい。行動地を決定する上で準備行為は考慮されないため、気候変動訴訟の場合、被害者の法的財産が侵害された場所に最も近い地、すなわち、排出地が基準とされる。実際にも、特に排出者の行為が国際的規模で影響を及ぼす場合や排出者が活動しようとする国に親会社とは別の法人が設立されている場合、往々にして、排出地と普通裁判籍所在地とは一致する。それゆえ、どの国に行動地管轄が認められるかというリスクは、十分に予見することができよう。

❸これに対して、結果発生地管轄の場合は、事情を異にする。債権 者の法的財産が損害を被っていると考えられる地であれば、どこでも、 結果発生地管轄が認められる。気候変動訴訟――この種の訴訟では、 行動地と個別損害発生地との間に接点がなく、損害はどこでも発生す る可能性がある――の特徴は、どの国に結果発生地管轄が認められる かを予測できないという点にある。判決手続を進める権限が行使され る空間的範囲が、事実上、法廷地国で生じた損害に限定されている点 を考慮すると、伝統的国際私法が採用してきたモザイク的考察方法は、 どちらかといえば、排出行為から生じる損害の中でも、比較的軽微な 損害のみを念頭に置いて考案された方法であるようにみえる。しかし ながら、このような通常タイプの渉外事件を念頭に置いているという 意味で、適用範囲に限界のあるモザイク的規律方法は、気候変動訴訟 において顕在化している、結果発生地管轄の認められる空間的範囲が 世界的規模で拡散し、その結果、結果発生地管轄がどこで認められる かを予見できないという問題に対処することができない。かくして. 普通裁判籍に関する検討の場合と同様、ここでも、被告の利益を国際 裁判管轄権の有無の判断の場面で保護すべきか、それとも、準拠法決 定に関わる牴触法や実質法の適用段階で保護すべきなのかという原理 的論点が現れる (第三章の2 a))。もちろん、通常タイプの訴訟と気候 変動訴訟とでは、衡量されるべき利益の状況に違いがある。普通裁判 籍所在地で提起される訴えのすべてに応訴することを被告に期待して も問題がないと言えるのは、特に、被告が、普通裁判籍所在地の国際 裁判管轄権に服することを承知の上で、自己の法的な所在地を選択し ていたと考えるからである。また、気候変動訴訟における結果発生地 管轄の採用は、被告からみると、外国で訴えられるリスクを常に考え ておかなければならないという恐怖感に襲われるだけでなく、偶然性 に左右されるという意味で、結果発生地管轄を予見できず、それゆえ、 回避できない事態に追い込まれることとなろう(第一章の1および2)。 しかし、支配的見解によれば、結果発生地管轄を認める理由は、この 裁判籍が被害者を保護するために設けられたというよりも、むしろ. ――先例が示すように、事案と法廷地との空間的近接性や証拠入手面 での容易性という視点に加え――、双方当事者にとって予見可能な裁 判籍であるという点にあった。この点を考慮すると、結果発生地管轄 を. 気候変動訴訟に関する裁判籍として認めるか否かという点につい ては、従来の説明に修正を加える必要がある。

●もちろん、修正を行う場合でも、被告の行動と結果発生との間に 因果関係がなければならないといった要件を設けてはならない。というのは、国際裁判管轄権決定の時点でこの種の因果関係を問うことは、 牴触法により指定された不法行為責任準拠法上の実質規定を適用する よりも前に、国際裁判管轄権の有無という手続法上の論点について判 断する段階で、因果関係が弱い場合でも被告の責任を問うてもよいか という実体法上の論点に前もって答えてしまうことになりかねないか らである。因果関係の有無という事実認定に関わる論点は手続法と実 体法の双方に関わるという意味で二重に重要であるが、手続法からみ る因果関係は、原告の申立に一通り筋道が通っているとみなすことで 足りよう。

⑤このようにみると、これまでの説明に対する修正案として、上の 見方とは異なる内容が考えられなければならない。ある見解は、ブ リュッセル I a 規則第7条第2号中に「予見可能性」という要件を持 ち込み、どこが結果発生地となるかを被告がみずからの行動過程であ らかじめ考えに入れておかなければならない場合に限って、結果発生 地管轄を認めることができる旨、主張する。確かに、生産物責任に関 する先例に照らしてみると、結果発生地に国際裁判管轄権が認められ ることを予見できるという点で、この提案は、ローマⅡ規則(Rom Ⅱ-VO) 第5条の段階的構成にも合致する。もうひとつの見解では、 法的財産に対する侵害が直接的であるか間接的であるかに応じて、結 果発生地の管轄権を認めるか否かを区別する旨、主張されている。こ の考え方によれば、間接侵害の場合には、結果発生地がどこかを予見 することができないため結果発生地管轄は認められず、直接損害の場 合に限って結果発生地管轄が認められる。直接の被害を被っていな かった者が損害賠償を訴求した事案において、当該の間接的被害が、 加害者に責任を負わせるのに必要な法律要件事実と密接な関連性を 持っていなかったという理由で、ヨーロッパ裁判所が結果発生地管轄 を認めていなかったことを考慮すると、後者の見解がヨーロッパ裁判 所の判例に採用されていたことが分かる。

●以上のことを気候変動訴訟に応用してみよう。前述のように、結果発生地管轄を認めるか否かの判断過程に、賠償請求や差止請求がなされると予見できていなければならないという留保条件が導入されるとすれば、国際裁判管轄権の有無を審査する前提的過程で、責めを負うべき損害が被告にとって予見可能であったか否かという実体法上の論点が前もって審理されなければならないこととなる。このことは、国際裁判管轄権の有無を判断する段階ではそもそも考慮されていないはずの実体法的理由付けについて審理しなければならなくなるという

意味で、国際裁判管轄権の有無の審査を行う裁判所に重荷を負わせる こととなろう。こうみると、むしろ、直接損害と間接損害とを区別す ることで、結果発生地管轄を認めるか否かの判断を区別する後者の見 解の方が望ましいこととなろう。こうした見方を気候変動に起因する 損害賠償責任訴訟に当てはめると、たとえ被告の行為が環境損害を生 じさせる一因となっていたとしても、被害者の個別損害が被告の行動 から直接に生じたわけではなく、環境損害を媒介として間接的に生じ ている点を考慮して、個別損害を間接損害と判定することとなろう。 このように考えると、時間的にみて第二次的に生じた人的損害や物的 損害があるからといって、結果発生地管轄を認めることはできない。 この見解に着目すると、気候変動という、みずからの努力ではコント ロールできない結果に関しては、企業に世界的規模での応訴義務はな いという結論が導かれよう。ドイツは EU とルガノ条約の双方に加盟 しているので、気候変動に起因する損害がドイツ国内で偶然に生じて いることを理由として、被告の法人住所地国に当たらないドイツで訴 えられている場合には. 個別損害が直接的に惹起されていることとい う要件を欠くため、ブリュッセル I a 規則第7条第2号、ルガノ条約 第5条第3号またはドイツ民事訴訟法第32条により、結果発生地管 轄は認められない。また、結果発生地管轄をドイツよりもずっと広く 認める第三国でドイツ企業が訴えられかつ敗訴している場合、そのド イツ企業は、ドイツ民事訴訟法第328条第1項第1号により、気候変 動に起因する損害賠償請求を認容した外国判決のドイツにおける執行 を防ぐことができる。被害者からみると、ドイツでは結果発生地管轄 が認められないため、ドイツで利用可能な選択肢は、第一に、普通裁 判籍. 第二に. 不法行為裁判籍のうちの行動地. これら2つというこ とになる。"⁵⁵⁾

⁵⁵⁾ Lehmann/ Eichel, a.a. (前注 10)), SS.90-92.

7 6つの段落から成るこの項目では、特別裁判籍としての不法行為地について詳論される。第❶段落では、被告の住所が加盟国内にあるとき、ブリュッセル I a 規則(Verordnung(EU)Nr. 1215/2012 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 12. Dezember 2012 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivilund Handelssachen)第7条第2号⁵⁶⁾およびルガノ条約(Lugano-Übereinkommen(Luganer Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen))第5条第3号⁵⁷⁾に基づいて、不法行為地裁判籍が認められるところから、被告とされ得る企業は、自己の普通裁判籍所在地だけでなく、不法行為地裁判籍所在地でも、気候変動訴訟に対処しなければならなくなる旨、指摘される。また、被告が定款上の法人住所、主たる管理機関または主たる営業所をEU加盟国に有していなくても、被告の排出施設がドイツにあれば、当該行為が行われた地を裁判籍とするドイツの民事訴訟法第32条⁵⁸⁾により、また、環境面で当該施設の活動の影響を受けている地を裁判籍とする同法

⁵⁶⁾ 第7条「加盟国の主権領域に住所を有する者は、次の各号に該当するとき、他の加盟国で訴えられることができる。」第2号「不法行為もしくは不法行為と同等の行為が、または、これらの行為に基づく請求が、加害事象が発生しているかもしくは発生する恐れのある地の裁判所において、手続の訴訟の対象であるとき」(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/DE/TXT/?uri=CELEX%3A32012R1215(2021年5月17日確認))

⁵⁷⁾ 第5条「本協定により結合されている国の主権領域に住所を有する者は、次の各号に該当するとき、本協定により結合されている他の国で訴えられることができる。」第3号「不法行為もしくは不法行為と同等の行為が、または、これらの行為に基づく請求が、加害事象が発生しているかもしくは発生する恐れのある地の裁判所において、手続の対象であるとき」(https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20082721/index.html (2021年5月17日確認))

^{58) 「}不法行為に基づく訴えについては、自己の管轄区域内で当該行為が行われている裁判所が管轄権を有する。」(https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/32.html (2021年5月17日確認))

第32 a 条⁵⁹に基づく専属管轄が認められるため、被告に対する訴えにつき ドイツの専属的国際裁判管轄権が肯定される。

第❷段落では、「不法行為地」という概念に「行動地」も「結果発生地」 も含まれるとする解釈が示される。「行動地」の具体化に際して、レーマ ンらは、「準備行為は考慮されないため、気候変動訴訟の場合、被害者の 法的財産が侵害された場所に最も近い地、すなわち、排出地が基準とされ ている」と解説する。ガスや石油の燃焼により二酸化炭素が排出されるこ とを想えば、排出までには、ガスや石油の採掘から始まって、精製、販 売……排出というように、下請け事業者をも含めれば、多数の行為が介在 する。「風が吹けば桶屋が儲かる」というように、賠償責任を問う範囲を 可能な限り拡げれば、採掘業者にまで遡ることも一案とされようが、因果 関係の証明方法に関する従前の法理が維持される場合、原告に証明責任を 負わせる手法は不可能を強いることにもなりかねない。「準備行為 | を 「行 動」に含めるか否かという問いは、さらに「準備行為」の定義如何という 問いを誘発することとなろう。レーマンらは、「特に排出者の行為が国際 的規模で影響を及ぼす場合や排出者が活動しようとする国に親会社とは別 の法人が設立されている場合、往々にして、排出地と普通裁判籍所在地と は一致する | ため、排出企業にとって、「どの国に行動地管轄が認められ るかというリスクは、十分に予見する | ことができる旨、指摘する。

第3段落では、「不法行為地」を「結果発生地」と読み替える場合の留意点が説明される。結果発生地管轄が認められた背景には、原因行為と損害結果との間に関連性があるという事情への配慮があった。「結果発生地」説では、債権者の法的財産が損害を被っていると考えられる地であればど

^{59) 「}環境責任法典別表1に記載された施設のうち、環境の影響で引き起こされた損害の賠償が求められている施設の所有者に対する訴えについては、自己の管轄区域内において当該施設から環境への影響が及んでいる裁判所が専属管轄を有する。第1文は、当該施設が外国に所在するとき、適用されない。」(https://www.gesetze-im-internet.de/zpo/_32a.html (2021年5月17日確認))

こでも結果発生地管轄が認められるという点で、考慮される利益の重点が排出者(被告)から被害者(原告)へと転換されていた。これに対して、気候変動訴訟では、排出行為の影響が地球全体に及ぶため、気象状況によって世界中どこででも損害が発生する可能性があるという意味で、原因行為と損害結果との間に直接の接点がなく、被告は、どの国に結果発生地管轄が認められるかを予測できない。レーマンらは、判決手続を進める権限の空間的範囲を法廷地国で生じた損害に事実上限定している裁判実務を念頭に置いて、伝統的国際私法が採用してきたモザイク的考察方法は、排出行為から生じる損害の中でも、比較的軽微な損害のみを念頭に置いて考案された方法であるとみなし、「このような通常タイプの渉外事件を念頭に置いてのような通常タイプの渉外事件を念頭に置いているという意味で、適用範囲に限界のあるモザイク的規律方法は、気候変動訴訟において顕在化した、結果発生地管轄がどこで認められるかを予見できないという問題に対処することができない」と評価する。

icとって予見可能な裁判籍である」という前提が満たされていないため、 上のリスクを被告に負わせることには疑問がある」と述べるレーマンらは、 結果発生地管轄を、気候変動訴訟に関する裁判籍として認めるか否かという点について、従来の理解に修正を加える必要がある旨、主張する。第● 段落では、どのように修正するべきかの検討に際して、国際裁判管轄権の 有無という手続法上の論点について判断する際に、原因行為と損害結果と の間に因果関係がなければならないという要件を設けてはならない点が指 摘される。それは、不法行為責任準拠法上の実質規定を適用する以前に、 実体法上の論点に答えることになりかねないからである。

第**6**段落では、2つの修正案が紹介される。第一説は、ブリュッセル I a 規則第7条第2号の解釈上、被告が損害の発生を予見できたときという留保を付して、結果発生地管轄を認める旨、主張する(予見可能性必要説)。レーマンらは、生産物責任に関する先例に照らしてみると、結果発生地に管轄権が認められることを予見できたという意味で、この主張がローマ II 規則(Verordnung(EG)Nr. 864/2007 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 11. Juli 2007 über das auf außervertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht)第5条⁶⁰⁾の段階的構成に合致すると評価する。第二

⁶⁰⁾ 第5条(生産物責任)第1項「第4条第2項に関わりなく,製品に起因する 損害から生じる契約外債務については、次の各号に掲げる法が適用される。:

⁽a) 被害者が損害発生時に常居所を有する国で製品が販売されているときは、 その国の法、そうでないときは、

⁽b) 製品が取得された国で販売されているときは、この国の法、そうでないときは、

⁽c) 製品がその国で販売されている場合は、損害が発生している国で製品が 販売されているとき、この国の法。

ただし、責任を問われている者が、(a) 号、(b) 号もしくは (c) 号に従って当該国の法が適用される国で、製品がもしくは製品と同視されるものが販売されることを合理的に予見できないときは、責任を問われている者が常居所を有する国の法が適用される。

説は、「原因行為から直接に損害結果が生じているか否かに応じて、結果発生地の国際裁判管轄権を認めるか否かを区別し、結果発生地を予見できる直接損害に限って結果発生地管轄を認める(直接損害説)。レーマンらは、原告が主張する間接的損害が加害者に帰責させるのに必要な法律要件事実と密接な関連性を持っていなかったという理由で、結果発生地管轄を認めていなかったヨーロッパ裁判所の判例⁶¹⁾が直接損害説に立っていたことにも言及する。

第**6**段落では、どちらの修正案によるべきかが検討される。レーマンらは、国際裁判管轄権の有無の審査過程に実体法上の論点を持ち込む点で裁判所に負担を強いる点を重視して予見可能性必要説を退け、直接損害説の方が望ましいと評価し、「気候変動という、みずからの努力ではコントロー

第2項「不法行為が第1項に挙げられた国とは異なる国との間で明らかにより強い結付きを示していることが、すべての状況から判明するときは、より強い結付きを示している国の法が適用される。いずれか他の国との結付きが明らかにより密接であるか否かは、

特に、当事者間にすでに存在する、問題となっている不法行為と密接に結び付いている、法律関係——たとえば、契約——に基づいて判断することができる。」

61) EuGH, Urteil vom 11. 1. 1990 - C-220/88 (Dumez France u.a. / Hessische Landesbank u.a.) 「1968年 9 月27日の民事および商事に関する裁判管轄および 判決の執行に関する協定第 5 条第 3 項に定められた裁判管轄に関する規定が、 損害を引き起こす事象に基づいて直接に他の人々に被害を与えていた当該損害の結果として生じた間接的損害があると主張する原告に対して、原告自身が自己の財産に対する損害があることを確認していた地の裁判所で当該事象の原因を作った者を訴えることを許しているというように、これらの規定を解釈することはできない。」 (https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung? Gericht = EuGH&Datum = 11.01.1990&Aktenzeichen = 220/88 (2021年 5 月17日確認); https://lexetius.com/1990.63)。法務官報告書 (Generalanwalt beim EuGH, 23.11.1989-220/88 (2021年 5 月17日確認)) については、https://dejure.org/dienste/vernetzung/rechtsprechung?Gericht = Generalanwalt beim EuGH&Datum = 23.11.1989&Aktenzeichen = 220/88 (2021年 5 月17日確認))

ルできない結果に関しては、企業に世界的規模での応訴義務はない」と主張する。直接損害説の必然的帰結と言えよう。この立場では、「気候変動に起因する損害がドイツ国内で偶然に生じていることを理由として、被告の法人住所地国に当たらないドイツで訴えられている場合、個別損害が直接的に惹起されていることという要件を欠くため、ブリュッセル I a 規則第7条第2号、ルガノ条約第5条第3号またはドイツ民事訴訟法第32条により、結果発生地管轄は認められない」。また「結果発生地管轄をドイツよりもずっと広く認める第三国でドイツ企業が訴えられかつ敗訴している場合、そのドイツ企業は、ドイツ民事訴訟法第328条第1項第1号により、気候変動に起因する損害賠償請求を認容した外国判決のドイツにおける執行を防ぐことができる」。こうみると、結果発生地管轄が認められないため、被害者にとってドイツで利用可能な選択肢は、普通裁判籍、不法行為裁判籍のうちの行動地、これら2つに限られることとなる。

(本学名誉教授)